

IUEO SDGs サマーキャンプ 2021 参加規約

この規約は、一般社団法人国際エデュテイメント協会(以下「当社」といいます。)が主催又は他社と共催するイベント(以下「IUEO SDGsサマーキャンプ2021」といいます。)について、当社とお客様との間の関係を定めます。この規約は、IUEO SDGsサマーキャンプ2021の参加に関して当社とお客様の間で成立する契約(以下「イベント参加契約」といいます。)の内容となります。申込みの前にこの規約をよくお読み下さい。

第1条(申込みと契約の成立)

- 1 IUEO SDGsサマーキャンプ2021への参加を申し込もうとするお客様(以下「お客様」といいます。)は、当社が国際エデュテイメント協会主催イベントの申込みを受け付けるために開設するウェブサイト(以下「サマーキャンプウェブサイト」といいます。)において、当社の定める方法によって申込みを行うものとします。
- 2 お客様は、前項の申込みを行うにあたっては、当社がサマーキャンプウェブサイトに定める情報を当社に提供するものとします。
- 3 イベント参加契約は、お客様の申込みが当社に到達した時をもって成立します。ただし、お客様が第3条第1項に該当する場合、当社はイベント参加契約の締結を拒絶することができます。また、当社は、お客様による申込みが当社に到達した日から起算して7日間の期間に限り、お客様の申込みを、申込みのあった時点に遡って拒絶することができるものとします。これらの場合、イベント参加契約は成立しません。
- 4 当社がイベント参加契約の締結を拒絶する場合でも、当社は、お客様に対してその理由を通知する義務を負いません。

第2条(イベント参加契約の内容)

- 1 イベント参加契約は、お客様がIUEO SDGsサマーキャンプ2021に参加し、当社に対してその対価(以下「イベント代金」といいます。)を支払うことを主たる内容とします。
- 2 この規約および当社がサマーキャンプウェブサイトに掲載したIUEO SDGsサマーキャンプ2021に関する事項をもって、イベント参加契約の内容とします。ただし、サマーキャンプウェブサイトに掲載した事項とこの規約の内容が矛盾する場合、この規約の内容が優先するものとします。

第3条(イベント参加契約を締結できない者)

- 1 当社は、次の各号に掲げる者から第1条第1項の申込みがあった場合、イベント参加契約の締結を拒絶することができます。
 - 未成年
 - 法人
 - 第13条第1項第1号に定める反社会的勢力に該当する者、および反社会的勢力に該当しなくなってから5年を経過しない者
 - その他IUEO SDGsサマーキャンプ2021への参加が適切でないと当社が当社の裁量によって判断した者

当社は、イベント参加契約の成立後に、お客様が前項各号に該当したときもしくは前項各号に該当することが判明したとき、または、お客様がイベント参加契約もしくは当社の指示に違反したときは、何らの催告を要することなく、直ちにイベント参加契約を解除することができるものとします。この場合でも、当社はお客様にイベント代金を返還しません。

第4条(イベントの開催)

- 1 当社は、サマーキャンプウェブサイトに掲載した内容に従い、IUEO SDGsサマーキャンプ2021を開催します。
- 2 当社は、IUEO SDGsサマーキャンプ2021の内容を決定または変更することについて、合理的な範囲で裁量を有するものとします。

第5条(代金のお支払い)

- 1 お客様は、当社に対し、サマーキャンプウェブサイトに掲載した内容に従い、イベント代金を支払います。
- 2 イベント代金の金額は、サマーキャンプウェブサイトに記載します。
- 3 イベント代金の支払いの方法および支払いの時期は、サマーキャンプウェブサイトに記載します。
- 4 イベント代金の支払いに要する費用は、お客様の負担とします。

第6条(イベント参加時の遵守事項)

1 お客様は、IUEO SDGsサマーキャンプ2021の参加中、次の各号に定める事項を遵守するものとします。

- IUEO SDGsサマーキャンプ2021に参加するときは、必ず保護者の方のご了承を得てお申し込みをしてください。
- 他のお客様に対して迷惑をかける行為、他のお客様を不快にする行為、イベントの遂行を妨げる行為、社会通念に照らして不適切な行為、または犯罪行為はおやめください。
- その他IUEO SDGsサマーキャンプ2021の遂行に支障を生じさせる行為またはそのおそれのある行為はおやめください。

2 お客様が前項各号のいずれかに違反した場合は、当社は、お客様のIUEO SDGsサマーキャンプ2021の参加をお断りし、または、お客様にIUEO SDGsサマーキャンプ2021から退場いただくことがあります。この場合でも、当社はお客様にイベント代金を返還しません。

第8条(解約および返金)

1 お客様は、イベント参加契約の締結後、IUEO SDGsサマーキャンプ2021の開催までの間、サマーキャンプウェブサイトにて定めた方法により当社に対して通知することにより、いつでもイベント参加契約を解約することができるものとします。

2 お客様がイベント参加契約を解約したときは、お客様は、当社に対し、その解約の通知が当社に到達した時期に応じて、次に定めるキャンセル料を支払うものとします。

解約の時期	キャンセル料
イベント開催初日の7営業日前まで	0円
イベント開催初日の6営業日前から3営業日まで	イベント代金の50%
イベント開催初日の2営業日前から当日まで	イベント代金の100%

3 お客様が第1項の規定に基づきイベント参加契約を解約した場合において、当社がすでにお客様からイベント代金を受領しているときは、当社は、お客様に対し、イベント代金から前項に定めるキャンセル料を控除した金額を返還します。返還に要する費用は、お客様が負担するものとします。

第9条(免責)

イベント中に生じた事故、およびイベント参加契約に関連してお客様に生じた損害については、当社は、当社の故意・過失によって生じたものに限り、お客様に対しこれを賠償します。ただし、当社の故意または重過失に基づく場合を除き、当社の賠償責任は、お客様に直接かつ現実に生じた通常損害に限るものとし、当社がお客様から受領したイベント代金相当額を上限とします。

第10条(社会的情勢に基づく中止の判断)

1 当社は、コロナウイルス感染防止その他社会的な情勢に鑑みて必要と判断したときは、いつでもIUEO SDGsサマーキャンプ2021を中止することができるものとします。

2 当社が前項に基づきIUEO SDGsサマーキャンプ2021を中止したときは、当社は、次項に定めるものを除き、お客様に対し、これによって生じた損害について何らの責任も負わないものとします。

3 当社が第1項に基づきIUEO SDGsサマーキャンプ2021を中止した場合において、当社がすでにお客様からイベント代金を受領しているときは、当社は、お客様に対し、そのイベント代金を返還します。返還に要する費用は、当社が負担するものとします。

第11条(個人情報の取扱い)

1 イベント参加契約に関連して当社が取得する個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいいます。以下同じ。)の取扱いは、当社が別に定めるプライバシーポリシー(<https://www.iueo.or.jp/privacypolicy>)によるものとします。

2 前項に定めるほか、当社は、お客様から取得した個人情報を、次の各号に掲げる目的のために利用します。

- IUEO SDGsサマーキャンプ2021またはイベント参加契約に関して当社がお客様に連絡するため
- 当社がお客様に対し当社の商品、サービス、イベントその他の情報を提供するため
- 当社の事業または教育の研究に用いるため
- マーケティングのための分析に用いるため

第12条(地位の譲渡等の禁止)

お客様は、当社からの書面による事前の同意を得ることなく、イベント参加契約に基づく権利もしくは義務または契約上の地位の全部もしくは一部を、第三者に譲渡もしくは移転し、これに担保権を設定し、またはその他の方法により処分してはならないものとします。

第13条(反社会的勢力の排除)

1 お客様および当社は、それぞれ相手方に対し、次の各号に掲げる事項を表明し保証するものとします。

- 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等またはその他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)に該当せず、過去5年以内にこれに該当したことがなく、かつ、将来にわたっても該当しないこと
- 自らの役員が反社会的勢力に該当せず、過去5年以内にこれに該当したことがなく、かつ、将来にわたっても該当しないこと
- 反社会的勢力に自己の名義を利用してイベント参加契約を締結するものでないこと
- 反社会的勢力との間に、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有さず、かつ、将来にわたっても有さないこと
- 反社会的勢力との間に、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有さず、かつ、将来にわたっても有さないこと
- その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有さず、かつ、将来にわたっても有さないこと

2 お客様および当社は、それぞれ相手方に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを表明し保証するものとします。

- 脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 法的責任を超えた不当な要求行為

3 お客様または当社の一方が、第1項または前項の各号に反したときは、その相手方は、何らの催告を要せずして、直ちにイベント参加契約およびその他の契約を解除することができるものとします。当社が本項に基づきイベント参加契約を解除した場合でも、当社はお客様にイベント代金を返還しません。

第14条(分離可能性)

本規約またはイベント参加契約のいずれかの条項が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能である場合であっても、その余の規定は影響を受けず、なお効力を有するものとします。

第15条(準拠法と裁判管轄)

1 本規約およびイベント参加契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法に準拠するものとします。

2 本規約、イベント参加契約またはIUEO SDGsサマーキャンプ2021に起因しまたは関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(お問い合わせ先)

当社のお問い合わせ先は次のとおりです。

〒141-0031

東京都品川区西五反田7-13-5 DK五反田4F

一般社団法人国際エデュテイメント協会

TEL: 03-6811-1574

Mail: info@iueo.or.jp

